

ウェストミンスター教理問答書成立の歴史(Ⅰ)*

村 川 満**

宗教改革以後プロテスタント教会の中で生み出された数多くの教理問答書のなかで、ルターの「小教理問答書」、「ハイデルベルク信仰問答書」と並んで最も有名なものは「ウェストミンスター小教理問答書」であろう。前二者がそれぞれルター派教会とヨーロッパの改革派教会の中で広く用いられてきたのに対して、これは英米の長老派教会とその流れを汲む世界の諸教会で広く用いられ、さらに会衆派教会や英国教会やバプテスト派教会でも用いられて、その一般に及ぼした影響は計り知れないものがある。この問答書が、イングランド革命のさなか、「ウェストミンスター神学会議」¹⁾によって、「ウェストミンスター信仰告白」、「ウェストミンスター大教理問答書」とともに作成されたことは広く知られているが、その作成の具体的経緯についてはほとんど一般に知られていないし、本格的な研究もまだほとんどなされていないのが実状である。そこで、利用できる資料は限られているが、これまでなされてきたよりも、できるだけ詳しく、その経緯を調べて、叙述してみたい。ただ、今のところ不明な点が非常に多く

て、歴史と言っても客観的叙述（ヒストリー）というよりも、事実の解明を目指す探究（ヒストリア）という色の濃いものにならざるを得ないであろう。²⁾

—

さて、ウェストミンスター会議の最大の成果が、その生み出した信仰告白と大・小教理問答書であるということは、一般に認められているが、それはあくまでも後世から見ての判断であって、会議が召集された直接の目的はもっと別のところにあった。というのは³⁾、国王チャールズ一世の専制政治と、それに結びついた大主教ロードのピューリタン弾圧政策が引き起こした国民の強い反発は、ついに国王派と議会派の内戦に発展し、その嵐の中で、議会は1643年1月26日に、かねてよりの懸案であったイングランド教会の主教制廃止を決定したが、それに代わる教会の組織形態については、まだ明確な考えも、一致した意見もなかったもので、その新しく建てられるべき教会組織

*キーワード： ウェストミンスター会議、教理問答教育指針、教理問答

本稿は『関西学院大学社会学部紀要』第47号（1983年）に掲載した論文「ウェストミンスター小教理問答書成立史」の前半の全面的改訂版である。

**関西学院大学名誉教授

- 1) The Westminster Assembly of Divines (1643-49). divine という言葉は当時は教会で任職された聖職者を広く指すもので、現在の神学者 (theologian) という言葉とは意味が違っている。そこで原論文ではウェストミンスター聖職者会議という訳語を採用したが、今回は松谷氏の標準的な書物（後出）に合わせることにした。また、ウェストミンスター宗教会議と訳されることも多い。以下ではウェストミンスター会議という略称を用いる。
- 2) 原論文発表以後ウェストミンスター会議とウェストミンスター信仰告白については、松谷好明氏の本格的な諸研究が出版されたが、それに基づいた研究の進展はまだ見られない。また英米でも、いくつかの優れた研究は現れているが、全般的には必ずしも目立った進展があるとは思われない。たとえば1993年にロンドンで開催されたウェストミンスター会議350周年記念協議会の成果として出版された *To Glorify and Enjoy God* という論文集があるが、そこに収められている小教理問答書についての Douglas Kelly の論文を見ても、この点では90年あるいは100年以上も昔の Warfield や Mitchell の研究を一步も出していないのは遺憾なことである。
- 3) 以下の歴史的叙述で簡単に述べたウェストミンスター会議をめぐる歴史的事情については、松谷好明『ウェストミンスター神学会議の成立』、1992年、113頁以下に詳細な説明がなされている。

と、前世紀よりピューリタン達の反発を買っていた国教会の礼拝様式の改革とについて協議して、議会で助言する議会の諮問機関として、ウェストミンスター会議は召集されたのである。

このような会議召集の目的は、1643年6月12日に国王の裁可なしに成立した会議召集の条例(Ordinance)に明らかである。そこで次のように言われている。

「この国民に全能の神が与えたもうた無限の祝福のなかで、われわれの宗教の純正ほどわれわれにとって大切なものはなく、またありえない。そして今のところ、わが教会の礼拝儀式と規律と政治組織には、これまでに達成されたよりもなお一層の、より完全な改革をどうしても必要とするところがなお多く残っている。そこで議会上院と下院は、現在の教会政治〔主教制〕は悪しきものであり、王国にとりまさしく有害で厄介なもの、宗教の改革と進展の大きな障害であり、この王国の国家と政治に極めて有害である、それゆえ、それを除去して、神の聖なる御言葉に最も合致し、国内の教会の平和と、同時にスコットランド教会と他の海外の改革派諸教会とのより強い一致を確保し維持するのに最も適した政治組織をこの教会の中に確立する決意であると宣言し決定した。そして、これをよりよく達成し、イングランド教会の教理をすべての虚偽の中傷と誹謗から守り、それを取り除くために、学識あり、敬虔で、思慮分別のある聖職者たちの会議を召集……することが適切で必要だと考えられる。」⁴⁾

ここで、教会の教理のことは言及されているが、付随的であり、それも改革ではなく——イングランド教会が教理的には健全であるということ为前提して——それをただ中傷と誹謗から守るという消極的な形で言われているに過ぎない。従って、この段階では、新しい信仰告白や教理問答書を作成するという事は、まだ問題になっていな

い。もっとも、1640年の終わり頃にスコットランドから派遣された和平特使が、後に提出した文書——後述の「厳粛な同盟と契約」の起草者となるアレグザンダー・ヘンダーソンの手になるもの——の中ですでにはっきりと、国王の支配のもとにある諸王国の全教会に共通の一つの信仰告白、一つの教理問答書、一つの礼拝・祈祷・説教・礼典執行等の指針、一つの教会政治規程が作成されるべきであるという願望が表明されていた⁵⁾。そしてこのスコットランド側の要求にイングランド議会も、情勢の変化とともに、理解を示してきていたから、新しい信仰告白や教理問答書の作成ということが議会の念頭に全くなかったとは言えないかもしれない。しかしながら、1643年7月1日に開催されたウェストミンスター会議に議会から最初に課せられた仕事がイングランド教会の39箇条の信仰箇条の改訂であったことから見ても、新しい信仰告白や教理問答書の作成ということは、この段階ではまだ取り上げられていなかったことは確かであろう。

新しい信仰告白と教理問答書のことが、はっきり問題になるのは、1643年8月に議会が国王との戦いにおいて、軍事的援助を求めてスコットランドと結ぶことになる「厳粛な同盟と契約」(the Solemn League and Covenant)においてであった。これは、イングランド側が単なる政治的・軍事的同盟を考えていたのに対して、スコットランド側が宗教的同盟契約を要求した結果締結されたもので、その中で次のように言われている。

「(われわれは、いと高き神に手をあげて、次のことを誓う)

われわれは、スコットランドの改革派宗教を、教理、礼拝、規律、政治の点において、共通の敵に対して保持し、イングランドとアイルランド両王国の宗教を、教理、礼拝、規律、政治の点において、神の御言葉と最良の改革派諸教会の模範とに従って改革することに、それぞれの場所と召命と

4) A.F. Mitchell, *The Westminster Assembly*, 1883, p. ix. (以下 Mitchell, p. ix. のように略記する。他の書物についても原則として同様の略記法を用いる)。条例の全文は *Westminster Confession of Faith*, Free Presbyterian Publications, 1995, pp. 13-14 にも収められており、日本語訳は松谷好明、142-45頁にある。

5) B.B. Warfield, *The Westminster Assembly and its Work*, 1931, p. 27. 松谷好明、166-67頁によると、和平特使のロンドン到着は11月16/15で、翌41年6月まで滞在し、この文書が和平条約委員会に提出されたのは3月10日である。

において、神の恵みのもとで、誠実、真実、不断に努力する。またわれわれは、これら三王国の神の教会を、宗教、信仰告白、教会政治規程、礼拝指針、教理問答教育において、最も密接に結合し統一することに努力する。それは、われわれとわれわれの子孫とが、互いに兄弟として、信仰と愛とのうちに生きることができて、主が喜んでわれわれの中に住んで下さるためである。⁶⁾

この「厳粛な同盟と契約」によって、ウェストミンスター会議の仕事にも、新しい意義と目標が与えられることになり、はじめのイングランド教会の改革ということから、三王国の宗教的統一の実現ということに目標が拡大され、それを目指した具体的な仕事として、新しい信仰告白、教会政治規程、礼拝指針、教理問答書⁷⁾の作成ということが課題になるのである。

二

さて、「厳粛な同盟と契約」にもとづいて、会議が実際に教理問答書のことに取り掛かるのは、この「厳粛な同盟と契約」の採択（下院9月25日、上院9月29日）から二箇月半後の1643年12月16日以後のことである。この日、礼拝指針作成のための委員会⁸⁾が設けられ、スコットランドより派遣された特命委員（Commissioners）と協議し

て作業に当たることになった。委員会のメンバーは、マーシャル、パーマー、グッドウィン、ヤング、ハール（Marshall, Palmer, Goodwin, Young, Herle）の5名で、委員長にはマーシャルになった。スコットランドより派遣された特命委員とは、ヘンダーソン、ラザフォード、ベイリー、ギレスピー（Henderson, Rutherford, Baillie, Gillespie）の4名であった。この委員会の中で仕事の分担が行われ、そこで教理問答教育（catechising）の指針の作成がハーバート・パーマー（Herbert Palmer）の手に委ねられた⁹⁾。これが単なる教理問答教育の指針というだけのものか、具体的な教理問答を含んだものが考えられていたのかは必ずしも明らかではないが、いずれにもせよ、ここにウェストミンスター教理問答書作成への第一歩が踏み出されたと考えるのは正しいであろう¹⁰⁾。そうだとすると、教理問答書は、信仰告白とは独立に、しかも半年以上も早く手がけられたことになる。

ところが、パーマーの作成した文書は、とくにスコットランドの委員たちの意にそうものではなかったようである。1644年4月2日付の手紙の中でベイリーは次のように書いている。

「〔礼拝〕指針について申しますと、われわれが提出した祈祷に関するものは、委員会で合意が得られました。マーシャルの分担した説教に関す

6) S.R. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660*, Oxford: Clarendon Press, paperback edition, 1979, p. 268. 全文は前出の *Westminster Confession of Faith*, Free Presbyterian Publications, 1995, pp. 358-60 にも収められており、訳文は松谷好明、181-185頁にある。

7) 「同盟と契約」の本文では教理問答書（catechism）ではなく、教理問答教育（catechising）となっていることと、以後の会議の仕事の進め方、つまり、教理問答あるいは教理問答教育をまず礼拝指針作成の中で扱おうとしたという事実から、この箇所を原論文では「礼拝と教理教育の指針」と読んでいたが、構文上ここは「礼拝指針と教理問答教育」と読むのが正しいと思う。そしてここで教理問答教育というのは具体的には教理問答書作成と一つであることは、前述のヘンダーソンの執筆になる1641年の文書をはじめとして繰り返して、信仰告白、教会政治規程、礼拝指針と並ぶものとして教理問答書が挙げられていることから十分考えられるところである。

8) 厳密に言うと議会代表と会議代表とから成る合同委員会の小委員会である。松谷好明、212頁、William A. Shaw, *A History of the English Church during the Civil Wars and under the Commonwealth, 1640-1660*, 1900, vol. I, p. 337.

9) Mitchell, p. 409; Robert Baillie, *The Letters and Journals of R. Baillie*, 3 vols., 1841-42, II, pp. 117-18, 140. 松谷氏はこの分担の決定を44年2月中旬としているが、もう少し早い時期、たとえば1月第一週あるいは第二週の第二回小委員会においてではないかと思われる。cf. Shaw, I, pp. 340-41; Baillie, II, pp. 131, 140.

10) Mitchell, p. 409; S.W. Carruthers, *Three Centuries of the Westminster Shorter Catechism*, 1957, p. 3（歴史的記述の章は父親 William Carruthers のものの改訂である）；cf. Shaw, I, p. 369, n. 1. ショーはミッチェルを批判して、これは教理問答教育の指針であって、教理問答書のことではないとしている。しかしそのように両者をきびしく分けることが正しくないことは、後で詳しく論じる。

るものと、パーマーの分担した教理問答教育 (Catechizing) に関するものは、前者はイングランドで最もすぐれた説教者であり、後者もイングランドで最もすぐれた教理問答教育家 (catechist) ですが、まったくわれわれの気に入りません。そこで彼らの文書はわれわれの手に渡されて、こちらの意向にそって作成されることになっています。]¹¹⁾

同じ4月の29日付の手紙では、教理問答はほとんど出来上がっていると書いており¹²⁾、さらに10月末には、「われわれは〔礼拝〕指針を終わらせることができると期待しており、教理問答も間もなく (ere long) 終わると期待しています」¹³⁾と書いている。さらに11月21日には、「教理問答は〔草案が〕出来上がったので、あまり時間をとらないと思います」と書いている¹⁴⁾。このようなベイリーの予想にもかかわらず、委員会からは何の報告も会議になされなかったのである。礼拝指針の他の項目についても、会議自体が教会政治をめぐる問題でずっと紛糾しており、委員会のメンバーはいずれも会議の中心的存在として活動していたから、なかなか仕事を進めることができなかった。しかし、ようやく1644年5月24日礼拝指針についての最初の委員会報告が会議になされたから、審議が進み、11月21日礼拝指針の最初の草案(前半)が議会で提出された。後半については、11月12日に最初の報告がなされ、審議が行われ、すべての審議が終わるのは12月30日であった¹⁵⁾。しかしながら、最初の予定とは異なって最終的には、教理問答教育あるいは教理問答は礼拝指針の中で扱われなかったのである。

三

ところが、礼拝指針の後半の審議が行われていた最中の1844年12月2日に、突然会議は、教理問答を推し進めるため、パーマーに、マーシャル、タックニー、ニューコメン、ヒルの4名を加えるという決定をした¹⁶⁾。この決定の意味、また先の礼拝指針作成のための委員会との関係はどうなるのか、なかなかむつかしい問題である。ショーはこれを全く新しい委員会の創設だと考え、先の委員会にパーマーに託された仕事は「教理問答教育の指針」の作成であって、「教理問答書」の作成ではなかったとする。したがって、教理問答書の作成の開始をこの12月2日の新しい委員会構成からと考えていることになる¹⁷⁾。しかしながら、彼が根拠にしているライトフットの日記の文章は、教理問答書作成の作業がすでにあつたことを前提にして、「教理問答書を完成するために委員会がつくられた」¹⁸⁾と言っているものであり、議事録の文章も、パーマーの教理問答書作成作業を前提にして、それをさらに推進するために4名を加えたというのであるから、新委員会と言ってもいいが、ともかく、パーマーの仕事との連続が言われていることは間違いのないところであろう。とすると、12月2日よりかなり以前の段階で、パーマーの仕事は、礼拝指針の中で教理問答教育の指針を作成するという当初の方針から、教理問答書の作成ということに移行していたということになるのだろうか。しかしこれを裏付ける資料はない。反対に、興味深いことには、12月2日の新しい委員会構成のあと、しかも礼拝指針が完成する直前の段階になつてもなお「教理問答教育の指針」という言葉が会議で用いられていたことが12月16日

11) Baillie, II, p. 148.

12) Ibid., p. 172: 'the Catechise, which is almost ready,....'

13) Ibid., p. 232.

14) Ibid., p. 242: 'The Catechise is drawn up, and, I think, shall not take up much tyme.'

15) 詳細は、松谷好明、第五章、とくに212頁~219頁を参照のこと。

16) Mitchell and Struthers eds., *Minutes of the Sessions of the Westminster Assembly of Divines*, 1874, p. 13: 'Mr. Marshall, Mr. Tuckney, Mr. Newcomen, Mr. Hill, be added to Mr. Palmer for hastening the Catechism.'

17) Shaw, I, pp. 370-72.

18) John Lightfoot, *The Journal of the Proceeding of the Assembly of Divines*, ed. J.R. Pitman, 1824, p. 338: 'There was also a committee made for the summing up a catechism.'

の議事録からうかがえるのである¹⁹⁾。これは何を意味しているのであろうか。「教理問答教育の指針」というのも「教理問答書」というのも同じものを指していると考え以外にない。ここからも両者を明確に別のものとして区別しようとするショーの主張が成り立たないことは明らかであろう。もちろんパーマーに託された仕事もその過程の中でいろいろ変化していったことは当然であるが、「教理問答教育の指針」から「教理問答書」への移行ということは考えられない。それよりは、「教理教育の指針」の作成が企てられたその最初から、それは「教理問答書」と一つと考えられていたのではなかろうか。というのは、前述のように、「厳粛な同盟と契約」において、三王国の宗教的統一を、信仰告白、教会政治規程、礼拝指針、教理問答教育における一致によって実現しようという意志が表明された時、この教理問答教育における一致とは、具体的には共通の教理問答書の作成ということ以外には考えにくいし、それまでの歴史的経過から見てもそれが自然である²⁰⁾。だとすると、最初に礼拝指針の中で教理問答教育を扱うことになった時にも、具体的には教理問答書のことが念頭にあったと考えるのが筋道だろう²¹⁾。おそらく作成しようとしていた教理問答教育の指針は具体的な教理問答を含んだものであったか、あるいはむしろ、教理問答を中心にしてそれに序文がついて、全体として指針となるというのではなかったろうか。それはいずれにもせよ、教理問答教育の指針と教理問答書とが一つのものと考えられていたことは、前に引用したベイリーの手紙²²⁾で教理問答教育の指針の作成と教理問答書の作成が区別されず、同じものとしてごく自然に語られていることから裏付けられる。

四

12月2日にパーマーに4名を加えて出発した教理問答の委員会がどのように作業を進めたかは不明であるが、12月26日付のベイリーの手紙に次のような記述がある。

「[礼拝]指針と政治[規程]が、あと数日で、われわれの手を離れますと、陪餐停止の大問題と教理問答と信仰告白に取りかかることになります。当地で長らく多くの人々に支配的でありました論争の気分がなお続きますと、まだまだわれわれを引き止める問題がここにはあります。しかし、神様のおかげで、それも大いにやわらげられて、すべては終結に近づいています。……われわれはまた、教理問答の草案について、内々に(in private)ほとんど合意に達しました。そこで、それが掛けになると、ほとんど論争は起こらないと思います。」²³⁾

ベイリーはこれまでも繰り返して教理問答の完成について語ってきた。勿論これは草案の段階のことであるが、同一のものを指しているのか、別々の段階のものを指しているのかはわからない²⁴⁾。しかしこの手紙は12月2日に教理問答の委員会の新しい構成がなされたすぐ後のことであるから、その内容は新しい委員会での作業の進展を示しているように見える。しかしこの時期はちょうど礼拝指針の後半にあたるものの審議が精力的になされていた時に当たっていたから、委員会は構成されても、実質的な審議にはまだ入っていなかったのかもしれない。したがってベイリーの楽観的な見方は、そのような状況における彼の主観的判断を表しているに過ぎないとも考えられる。という

19) *Minutes*, p. 21.

20) 注7) 参照。

21) 教理問答教育あるいは教理問答をまず礼拝指針の中で扱おうとしたのは、この礼拝指針がイングランド教会の「共通祈祷書」(*The Book of Common Prayer*)に代わるものとして意図されており、その「祈祷書」に、幼児洗礼を受けたものが成人した時に受ける堅信礼の準備のための簡単な教理問答が組み入れられていたことによると思う。

22) (二) 参照。

23) *Baillie*, II, p. 248.

24) ショーは、この完成した教理問答というのが、スコットランドの委員たちが委員会に提出しようとして非公式に作成したものを指す可能性も指摘しているが、不確かである。Shaw, I, p. 372.

のは、その後も教理問答についてパーマーから何の報告も会議になされなかった。そのみか、2ヶ月経過した1645年2月7日に、会議は教理問答委員会 (the Committee for the Catechism) にレノルズとデルメ (Reynolds, Delmé) の二人を追加するという決定をしているのである²⁵⁾。これは何らかの理由で委員会の審議がスムーズに進んでいなかったことを暗示している。おそらく委員会の内部で意見の不一致があり、それを打開するために有能有力な二人が委員に追加されたのであろう。しかしそれでもうまく事が運ばなかったのか、パーマーから会議に何の報告も出されない状態はさらに3ヶ月続くのである。そしてさらに奇妙なのは、後で述べることであるが、5月13日によくパーマーから教理問答についての報告が会議になされ、それにもとづいて討論がなされた時、委員であるマーシャルもレノルズも強くパーマーの案に反対したということである²⁶⁾。これは委員会の内部で意見の一致が得られていなかったことをはっきりとあらわすものである²⁷⁾。それでは、ベイリーが「内々にほとんど合意に達した」と言うのはどういうことなのか。なかなかむつかしい問題であるが、それは新しい委員会における意見の一致ということではなく、その委員会が実質的な審議にはいる以前の段階で、スコットランドの委員たちと教理問答作成のいわば責任者であるパーマーとの間に合意ができたことを言っているのではなかろうか。その根拠としては、再び前述の5月13日の討論のことにふれなければならない。そこで皆がこぞって反対するなかでパーマーを支持したのはスコットランドの委員たちだけであった。これは最初の段階で彼らがパーマーの作成した文書に賛成でなかったことを考えると不思議に思われる。しかし彼らはパーマーと協議を重ねるうちに、彼の考えを支持するようになったのであろう。それが「内々に合意に達した」という

ことの意味ではなかろうか²⁸⁾。

ここでもう一つわかりにくいベイリーの手紙がある。4月25日付のものである。

「教理問答と信仰告白はそれぞれの委員会に委ねられており、どちらに関しても、会議にいくつかの報告がなされています。この両者には、[礼拝] 指針と教会政治の場合のように大した論争はないと思います」²⁹⁾

議事録を見るかぎり、教理問答についても信仰告白についても、その内容にかかわる報告がこの時期になされた形跡はない。しかしこれは議事録の不備か、ベイリーの表現の不正確によるものと考えられよう。しかし上述の委員会内部の困難や、以後の事態の推移とベイリーの楽観的な見方とはどう調和するのであろうか。

五

5月12日(1645年)になって、会議は、「教理問答委員会を本日午後開催すること」という決定をした³⁰⁾。この日はちょうど、7名より成る信仰告白起草委員会が設けられた日でもあり、そのことは、これまでの教会政治をめぐる果てしない論争が一応終わり、会議がようやく信仰告白と教理問答の作成に本格的に取り組むことができるようになった事情を反映している。翌5月13日、前日に開催された委員会をふまえて、教理問答委員会から報告がなされた。報告者の名前は記されていないが、パーマーであることは間違いないだろう。この報告の内容については何も記されていないが、ミッチェルは、パーマーが自分の教理問答書(1640年出版)³¹⁾に付した序文と実質的に同一のものだと推定している³²⁾。しかしながら、この

25) *Minutes*, p. 8

26) *Minutes*, pp. 91-94.

27) *Carruthers*, p. 4.

28) *Mitchell*, p. 413. ミッチェルは「出来上がった教理問答」についていくつかの可能性を示唆しているが、基本的に私と同じ考えである。

29) *Baillie*, II, p. 266.

30) *Minutes*, p. 91.

31) *Mitchell, Catechisms of the Second Reformation*, 1886, pp. 92-118.

32) *Mitchell, The Westminster Assembly*, p. 413.

序文はその教理問答書の構造とその意図またその使用法を説明したもので、教理問答書の本体を離れてはほとんど意味をなさないものであり、さらにこの報告をめぐるなされた会議での議論も、後で見るように、具体的な教理問答を前提にしなければ理解できないものであるから、この報告をパーマーの序文だけに限定するのは適切ではない。むしろ序文と具体的な教理問答（一部分にしても）との合体したものと考えるべきであろう。そこで、提案された教理問答の内容ではなく、方法論的特色をうかがい知るために、パーマーの教理問答書の最初の部分を訳出してみよう³³⁾。

問1 人のこの世での最も重大な務めは何ですか。

世にならって気ままに生きることでですか。

いいえ。

それとも、神の栄光をあらわし、自分の魂を救うことですか。

そうです。

問2 どのようにすれば、神の栄光をあらわし、自分の魂を救うようになるでしょうか。

無知な者にそれができますか。

いいえ。

神を信じない者にできますか。

いいえ。

神に仕えない者にできますか。

いいえ。

神を知り、神を信じ、神に仕えるようにならないのではありませんか。

そうです。

答1 人のこの世での最も重大な務めは神の栄光あらわし、自分の魂を救うことです。

答2 神の栄光をあらわし、自分の魂を救おうとするものは神を知り、神を信じ神に仕えるようにならないければなりません。

この例からわかるように、パーマーの方法は、全体を主要な問いと答えの組と、従属的な問いとそれに対する「いいえ」「そうです」という簡単な答えとの二つの組に分けるものである。従属的な一連の問いは、一般的な内容である主要な問いの具体的・個別的適用をその内容としている。これに対して、主要な答えは、一方でできるかぎり簡潔であることを目指しつつ、他方、問いから独立して意味の通じる完全な内容の文章になっており、しかもその内容は、一連の従属的な問いの集約になっているのである。このようにして、初心者あるいは力の弱い者も、易しい内容の従属的な問いと答えをたどっていくことによって、完全な答えである主要な答えに到達することができる。しかも、この主要な答えは完全でありながら、可能なかぎり簡潔であるから記憶し易く、また問いから独立して意味の通じる完全な文章になっているので、問いを忘れてもその内容は記憶に残るといえるのである。このように、パーマーの教理問答書はその表題『キリスト教の諸原理を平明、平易にしようとする試み』³⁴⁾が示しているように、初心者また力の弱い者に対する教育的配慮に貫かれた、ユニークで特色ある教理問答書である。

六

5月13日に会議に提出された報告書が、上述のようなパーマーの主張に従って書かれたものであったことは、議場で行われた討議の内容からみて間違いのないところであろう。それは議事録に割合詳しく記録されているが、もちろん完全なものではない。興味深い内容ではあるが、全部をそのまま訳してもわかりにくいところがあるので、省略したり、要約したりして、大体を紹介することにする〔文中の....は原文のものである〕³⁵⁾。

討議の口火を切ったのは多分スコットランドの特命委員であるラザフォード (Samuel Rutherford) であった。彼はパーマーの方法を認めて、上述の一連の従属的な問いを小さい活字で印刷す

33) Mitchell, *Catechisms*, p. 99.

34) *An Endeavour of making the Principles of Christian Religion...plaine and easie...*

35) *Minutes*, pp. 91-94.

ることを勧めた。パーマーの方法は牧師から本来の仕事奪うことになるという批判に対して、教理問答教育には大変な手腕が必要であって、すべての牧師にそれが巧みにできるか疑わしい、と言った。

次に教理問答委員会の一員であるマーシャル (Stephen Marshall) は、パーマーが払った労苦は神から祝福を受けるものだという事を認めながらも、彼の方法には賛成できないことを率直に表明した。それは教理問答教育者にとる方法としては良いが、教理問答の中に入れるのは有効ではない。牧師にあらゆる方法を試みることを任せるべきで、[パーマーの提案しているものは]すべて序文のなかに入れるのがよい。[今問題にしている]教理問答は、指針として考えるべきだ、という意見を述べた。

次にブリッジ (William Bridge) は、教理問答には二つの目的がある、すなわち (1) 知識を増やすこと、(2) その知識を吟味すること、である。(1) のためには、贖いとかな聖化というような神学の用語の説明がなされるべきである。(2) については肯定的と否定的の両方の方法をとるべきである。... 知識を吟味するためには、「はい」と「いいえ」という答えによるよりは、文となった答えによるべきである、と言った。

スコットランドの特命委員であるギレスピー (George Gillespie) はパーマーの案を教理問答教育の最上の方法として支持し、最近スコットランドでこの方法について話す機会があったが、それには皆が好感をもったということに言及した後、それに対する反対論にふれて、教理問答の一言一句に縛りつけるというようなことは誰も考えていない、それは説教についての指針の場合と同様だ。その場合と同様、序文の中の言葉は用いていいのだ。... そのような助けを必要としない人も多いが、必要な人も多い。また牧師には助けが不要だとしても、家長たちにはそれが必要だ。[ギレスピーの発言はさらに長く続き、意味もとりにくい]が、その趣旨は、一般的な答えと個別的な答えを組み合わせるパーマーの教理問答書の方法は、個別的なものを積み重ねて答えを導き出す帰納的方法で、より多くの知識を植えつけることができるし、物事を説明する方法として理性に適っ

ていると思う]。

ゲージ (William Gouge) の発言。一つのこと問題になっている時に、それを詳しく述べることと、宗教のあらゆる問題を詳しく述べることとは違いがある。... 牧師は医者だ。患者をよく観察しなければならないのだ。

ハール (Charles Herle) : 「はい」と「いいえ」を言わせるのはいいが、それを独立した答えにするのはよくない。答えの最初の言葉とすべきだ。

シーマン (Lazarus Seaman) : 教理問答と教理問答教育とは別のものだ。... 教理問答は教理問答教育者にとっても、子供にとっても、一つの指針なのだ。... 牧師にあれこれ決まった形式を指図するのは少し行き過ぎである。... 答えに最大の注意を払わなければならないが、それは子供が持っている知識に合わせるのではなくて、子供がもつべき知識に合わせてつくられるべきだ。...

レノルズ (Edward Reynolds, 教理問答委員) : 知識を生み出すのに最も適した方法を用いるのがいちばん良い。... しかし今出されているこの方法が最良の方法だということははっきりわからない。それは単に指針だけのものにするということはどこで決めている。それならこの「はい」とか「いいえ」はどのように役にたつのだろう。... 教理問答書の序文の中にその方法をきちんと書いておけば、同じように目的を達成できるだろう。

デルメ (Philip Delmé, 教理問答委員) : 教理問答は教理を最も親しみやすい仕方でも説明するものだ。... 教理問答の特別の目的は、教育を受ける側の知識の程度を調べることだ。... 改革派諸教会の経験を考慮すべきだ。

最後に提案者のパーマーが口を開いて言った。もしわたしがこのことに特別のかかわりがなかったなら、もっと発言していただろう。... わたしには不満な点がある。... 子供たちのことが多く語られたが、それ以外の人々のことも扱わねばならないのだ。

七

議事録に記されたこの討議を読んでわかりにくいのは、記録の不完全さにもよるが、またパーマーの提出した報告書の内容がわれわれにわからない

ことによるところが大きい。しかし、この討議からはっきりすることは、最初の段階で意図されていたのは教理問答教育の指針であって教理問答書ではなかったというような、前にも述べた解釈が成り立たないということである³⁶⁾。教理問答という言葉が一貫して用いられており、さらに教理問答の序文のことも言われているところから見て、パーマーの序文付の教理問答書のようなものが議員たちの議論の前提になっていることは疑えない。つまりパーマーの報告書は、序文のついた彼の教理問答書（あるいはその一部分）に実質的には近いものだったと推測されるのである。指針のことが言われているが、それは教理問答書と対立させられているのではなく、反対に、両者は一体のことと考えられていたと思われる。換言すれば、会議の意図は、教理問答教育の指針として教理問答書を作成することであって、教理問答書とは別に教理問答教育の指針を考えていたのではない。そしてここで議論になっているのは、パーマーの提案した教理問答がその意図にかなっているかどうかということであった。そもそも礼拝指針は、イングランド教会の「共通祈禱書」に代わるものとして作成されるのであるが、それは細部まで規定され、厳格にそれに従うことが求められる「祈禱書」に対して、牧師が聖書的な礼拝を目指して、もっと自由に礼拝を整えていくための指針、模範、基準となるものを作成しようというのであった。したがって、教理問答書も祈禱書的な意味のものではなく、あくまでも教理問答教育のための指針、基準であるという立場から議論がなされているのであって、反対者は、パーマーの教理問答は教理問答教育の進め方まで規定していると批判し、賛成者は教理問答教育の進め方のモデルも有用だとしてパーマーの方法を支持したのである。従って両者とも教理問答と教理問答教育の指針を一つに考えている点では変わらないと言えるであろう。

この討議において、パーマーの提案を積極的に

支持したのはスコットランドの特命委員たちだけで、他のほとんどの人々は口々に反対を唱えた。彼らは、パーマーの方法の教理問答教育における有効性を評価しながらも、教理問答書の中にそれを盛り込むことに強く反対した。教理問答書は一つの指針であって、教理問答教育の方法を一律に規制するものではない。しかるに、パーマーの教理問答書は、牧師がそれぞれ相手に応じて工夫して行うべき教理問答教育の方法まで指図するもので、行き過ぎだというのがその理由であった。この討議の結果、パーマーの方法、つまり主要な問いと答えに従属的な問いと答えを組み合わせてゆくとというやり方に、会議が圧倒的に反対だということが明らかになったので、パーマーはいさぎよくそれを断念したようにみえる。しかし、これで彼の方法が全く否定されてしまったのかと言うと、決してそうではない。彼の教理問答書のもう一つのユニークな特色、つまり、主要な答えの作り方についての主張は、否定されるどころか、そのまま採用されて、後に「ウェストミンスター小教理問答書」の顕著な特色の一つになるのである。それは、答えを（１）記憶力の弱い人でも覚えられるように、出来るだけ短くする、（２）問いから独立して、それ自体で意味の完全な文にする、という方法である。これはパーマーの教理問答書と「ウェストミンスター小教理問答書」を、たとえばカルヴァンの「ジュネーヴ教会信仰問答」や「ハイデルベルク信仰問答」と比較すれば、直ちに明らかになる特色である³⁷⁾。

八

5月13日の次に教理問答について記録がでてくるのは8月1日であるが、それは、「パーマー氏が教理問答の報告をした。討議がなされた。」というだけのものである。続いて8月4日と5日にも討議がなされたが、4日の記録には、「使徒信条を明示することについての討議」³⁸⁾とあり、5

36) 注17) および (三) 全体を参照のこと。

37) (1) については、「ハイデルベルク信仰問答」の有名な第1問に対する非常に長い答え、(2) については、「ジュネーヴ教会信仰問答」の第1問、「人生の特に目指す目的は何ですか。」答、「人をお造りになった神を知ることです。」というような問いと答えに意味が二分され、答えだけでは意味をなさないものと比較すること。

38) *Minutes*, p. 118: 'Debate about the creed to be expressed.'

日には神について討議がなされたと記されている。この討議の主題と順序が、パーマーの教理問答書のそれと一致している³⁹⁾ところから、8月1日になされた報告というのは、基本的にパーマーの教理問答書の順序に従った教理問答の草案ではなかったかと推測される。もっとも、あのユニークな従属的問答が省かれていることは言うまでもない。とすると、8月1日の討議の主題と内容は上に訳出したパーマーの教理問答書の問1、問2に対応するものであったと考えてほぼ間違いないだろう。

ところで、4日の「使徒信条」をめぐる討議について、ミッチェルはこれを、教理問答書のいわゆる信仰編の構成に関するものだったと考えている。つまり、1644年のスコットランドの教理問答書やパーマーの教理問答書その他に見られるような、使徒信条に従った構成にするか、それとも、厳密な意味でのピューリタンの教理問答書で採用されているような、体系的な構成にすべきか、の議論であったと推測するのである⁴⁰⁾。しかしこの説には疑問がある。問題はむしろもっと端的に、「ジュネーヴ信仰問答」や「ハイデルベルク信仰問答」やパーマーの教理問答書の場合のように、使徒信条を教理問答の中に組み入れて、それを唱えるようにするかどうかという問題であったと思われる。前述のように、おそらくパーマーの案では使徒信条をここで唱えるようになっていたのにたいして、疑問なり反対論が出たのであろう。使徒信条はこれ以後も何度か会議で問題になり⁴¹⁾、小教理問答書が完成した時に、それを後に付加することにさえ強い異論がでて、結局後書きで説明を加えるということで決着がついたというものであった⁴²⁾。この後書きでは、「使徒信条に含まれている教理の内容は〔大小〕教理問答書の

それぞれで十分に述べられているので、信条自体を中に入れる必要はないけれども、それをここに付加するのは、それが神の御言葉に合致し、昔よりキリストの教会で受け入れられた、キリスト教信仰の簡潔な要約だからである」と言われているが、同時に、それが使徒によって作られたと思ったり、十戒や主の祈りのように、正典文書と考えてはならないという注意がなされている⁴³⁾。ここから推測されるのは、使徒信条をめぐる議論は、すべてのことにおいて聖書を基準とする徹底した聖書主義から、使徒信条といえどもそれを聖書と同じように教理問答の基礎においたり、聖書と並べられたりすることは許されないという意味で、教理問答にそれを組み入れることに異論が唱えられたということである。

8月5日から2週間、会議は陪餐停止権をめぐる議会とのやりとりという厄介な問題に忙殺されたため、教理問答の審議を行うことが出来なかったようである。ようやく8月19日と20日に教理問答の審議が行われ、20日の会議で、3人の委員会が設けられることになり、「パーマー氏、スタントン博士、ヤング氏はできる限り速やかに、教理問答の草案全体を作成してこの会議に報告すること」という議決がなされた⁴⁴⁾。

この日の討議のテーマは何だったのだろうか。8月5日の続きとして、おそらく神についての項の続きか、その後の項目についてだっただろう。しかし問題はそのことよりも、ここで何故突然三人の委員会が設けられたのかということである。ミッチェルは「委員会はまだ完全には意見の一致をみていなかった。そして8月20日の討議の後にそれが改編されたのは、このためであった」と推測している⁴⁵⁾。しかしながら、委員会の意見の不一致を克服するためにメンバーを入れ替えるとい

39) 問2の次に番号のない問い「信仰の箇条を言ってごらんさい」がきて、答えて「使徒信条」を述べることになっている。問3は「神を信じるとはどういうことですか」、問4は「神はどんな方ですか」となっている。

40) Mitchell, p. 416.

41) *Minutes*, p. 281, n. 2, p. 305, (1646年9月14日, 12月1日): 「使徒信条を暗唱することについての討議」、 「使徒信条を教理問答に入れることについて討議」。

42) *Minutes*, p. 490, (1647年11月17・19日)、とくに問題になった「陰府(よみ)にくだり」の項については欄外に注をつけるということが議決されたのである。

43) この後書きと欄外の注は前出の *Westminster Confession of Faith*, Free Presbyterian Publications, 1995, p. 319 にも収められている。

44) *Minutes*, p. 125. (Herbert Palmer, Edmund Stanton, Thomas Young)

45) Mitchell, p. 416.

うのは、ウェストミンスター会議のやりかたではなく、その場合ならむしろメンバーを追加して、さらに論議をつくり、意見の調整をはかるだろう。従って小人数の委員会は実行委員会的性格のもので、対立した意見の調整をはかるのが目的ではなく、むしろ全体会議での討議を踏まえて、それを集約し、方向性も見極めつつ、教理問答の全体にわたる草案を作成することがその仕事であったと思われる。全体草案作成のための委員会がここで設けられたことは、教理問答の審議が大いに進捗したことを前提にしているかのようにみえるが、事実むしろ反対で、審議の暫くの間断によって遅れた仕事を、これによって一気に促進しようというのが会議の意図だったと思われるのである。

九

それにもかかわらず、不思議なことに、それから約一年近くの間、教理問答のことは議事録から何も聞かれない。これはどうしたことであろうか。その謎を解くためには、またベイリーの手紙に赴かなければならない。翌1646年1月末に彼は「教理問答を再び取り上げる (resume) 前に、信仰告白の方を終えなければなりません」と書いている⁴⁶⁾。ここからわかることは、教理問答書作成の作業が中断しているということと、信仰告白の方を終えてから教理問答を再開するとしていることである。これはこれまでになかった新しい事態である。つまり、これまで教理問答は信仰告白から独立して、先に着手され、何度も完成を急がされ、その後も信仰告白と並行して作業が進められてきた。それが、信仰告白の方を先に終えてから教理問答に移るということになり、そのために既に進んでいた教理問答の作業が中断されたというのである。これは一年間の空白をよく説明するものであるが、それではどういう理由でこのような方針の変更がなされたのであろうか。これについても情報を与えてくれるのはやはりベイリーである。半年後の7月14日付けの手紙で彼は次のように述べている。

「われわれは教理問答ではずっと以前にかなり進んでいました。しかし厄介な事情や長い論争に遭遇して、それは信仰告白が終わるまで中断されました。つまり、信仰告白ではっきり述べられたこと以外には何事も教理問答には入れないという決定をしたのであります。信仰告白ではっきり述べられたことは教理問答の方で繰り返して討議すべきではないからであります。」⁴⁷⁾

この新しい決定は何時なされたのであろうか。1月末より前、それもかなり以前のことだと推定される。議事録に何の記載もないのは、おそらくその不備によるのだろう。次に「われわれ」というのは誰を指すのだろうか。会議が審議したのは教理問答のごく初めの部分だけだったから、このベイリーの言葉をそのまま会議自体にあてはめることはむづかしい。とすると、これは前節で述べた草案作成委員会と、当然それを助けていたスコットランドの委員たちの立場から言われたものと解すべきだということになる。しかし、あるいはそのように限定しないで、会議と草案作成委員会の仕事をひっくめてあいまいにわれわれといっているのかもしれない。いずれにしても、4回の会議での討議の後、8月20日に草案作成委員会が任命され、以来彼らは、スコットランドの委員たちの助けを受けながら作業を行い、かなりのところまで進んだということになる。ところがここで中断がくるのである。これは何も委員会内部に意見の対立があったためではなく、同時に進行していた信仰告白の方の審議と関係がある。そこでいろいろ議論がなされていくにつれて、教理問答が信仰告白と共通の教理を扱うものである以上、信仰告白の方ではっきり決着がつかないうちに草案作成の作業を進め、また会議で審議をしても、結局同じような議論を二度繰り返すことになるということに気付いたのであろう。そこでイングランド教会の信仰的立場を表明するものとして、より基本的・包括的なものである信仰告白の方でまず教理的合意が確立された上で、教理問答書をそれにもとづいて作成するのが順序であるということになって、教理問答の作業は中断された

46) Baillie, II, p. 348.

47) Baillie, II, p. 379.

のであろう。

ところで同じ手紙の直前の個所で、ベイリーは次のように述べている。

「...そこでわたしは、何人かの親しい友人である下院の指導的な人々に頼んで、会議が当面の問題は暫く措いて、最も必要で、皆が強く求めているもの、つまり信仰告白と教理問答の完成に努力するように働きかけてもらいました。この案が受け入れられると、われわれは間もなく信仰告白を終えることになると思います。まだ通過していない条項はほんの僅かだからです。あなたがご覧になる時には、それは祝福に満ちた申し分のない信仰告白になっていることでしょう。」⁴⁸⁾

ここで「当面の問題」と訳した事柄は、教会政治、とくに教会の譴責権の問題をめぐる、会議と議会との対立が激化したなかで、4月30日に下院が会議に突きつけ、それに対する回答をめぐる会議が紛糾して4ヶ月に及んでいた9項目の質問のことを指している。これによって教理問答だけでなく、信仰告白の方も審議がストップしていたが、ベイリーの働きかけが成功したのか、ともかく7月22日になって、下院は3日前に死去した会議の議長トウイス (Twisse) 博士の後任としてハール (Herle) を任命するという通達を会議にもたらした際に、「誤謬と異端の抑圧にも、人々の無知の教化にも非常に役立つので会議は信仰告白と教理問答の完成を急ぐように」という要望を伝えた⁴⁹⁾。これを受けて会議は信仰告白の委員会の開催と、「教理問答委員会にウォード (Ward) を追加すること」とを決めている⁵⁰⁾。

この決定についてミッチェルは、上述のような事情を全く知らなかったように、草案作成の仕事が「あまり速やかに進まなかったのか、あるいは、その仕事で予期しない困難に出くわしたのか」というような理由を推測している⁵¹⁾。しかしながら、上述のように、教理問答の仕事は明確な理由

と事情のために中断されていたのであって、そこにミッチェルのような理由を考える必要はない。ウォードが委員会に追加されたことについては、何か別の理由があったとしても、長い中断の後、仕事を再開するにあたって、会議が委員会に1名を追加してそれを強化し、仕事の推進をはかっていると考えて何の不都合もないのである。

ところで、ウェストミンスター会議についてのもう一人の権威者であるウォーフィールドは、この空白期間の問題について、また違った説明をしている。彼によると、1645年8月20日に草案作成の委員会が設けられたが、「この仕事からは何も生まれなかった。実際、教理問答に対して、議員たちがその真に生産的な仕事に取りかかる前に、一度か二度スタートの失敗 (false starts) がなされたように見える」と述べ、さらに7月14日のベイリーの手紙を引用するが、その内容を「これまで達成されていたことがすべて棚上げにされ (set aside) て、新しい出発がなされた」というように伝え、「信仰告白が終わって検討の過程にある今、新しい教理問答が取り上げられたのである」と言っている。しかしこれはベイリーの文章の誤解にもとづく立論だと言わなければならない。

ベイリーは「教理問答〔作成作業〕が信仰告白の終了まで中断され (laid aside) た」と言っているのに、主語を「これまで達成されていたことがすべて」というように作業の内容あるいは結果におきかえ、しかもそれがすべて棚上げにされたと言っているのである。さらにベイリーは継続的な仕事の一時的中断を語っており、しかもそれがかなり以前の決定にもとづくことを示唆しているのに、まるでそれが最近の決定であるかのように、「今」「新しい出発がなされた」とか「新しい教理問答が取り上げられた」と言っているのである⁵²⁾。

このような誤解は、ウォーフィールドが、大小

48) Ibid.

49) *Minutes*, p. 258.

50) Ibid., p. 259.

51) *Mitchell*, p. 417.

52) *Warfield*, pp. 62-63.

教理問答書作成に至る長い過程を、連続したものとして考えるよりも、何度かのスタートのやりなおしの末にやっと正しいスタートを切ってゴールに到達したというように、何かドラマチックにとらえようとする考えからきているように思われる。そしてその根底には、「ウェストミンスター大小教理問答書」という素晴らしい完成品を重んじるあまり、その完成にいたる直接の過程のみを真に生産的な仕事として評価する視点があるように思われる。しかしながらわれわれは、教理問答書作成の長い過程の全体を、**trial and error**を重ねつつも、完成に向けて粘り強く続けられた一貫した努力として正当に評価しなければならない。(以下次号)

追記

本稿執筆後に松谷好明氏の新著『ウェストミンスター神学会議—その構造化—』札幌、一麦出版社、2000・1・1. が出版された。本稿で引用された前著の後編となる詳細な内容の労作である。本稿と重なる部分もあるので比較検討していただきたい。

A History of the Preparation of the Westminster Catechisms (I)

ABSTRACT

The Westminster Shorter Catechism is one of the most famous and widely used catechisms that has ever been produced in the tradition of the Protestant Church. It is fairly well known that this catechism, together with other documents, was composed by the Westminster Assembly of Divines held in the midst of the English Revolution. However, under what circumstances it was taken up, and how it was prepared and reached its final form are not generally known, nor properly researched as yet. So in this paper I have tried to investigate the process of its preparation in more detail and more exactly than hitherto has been done.

The first step towards its preparation may be said to have been taken when the committee to draw up a directory for public worship was going to draft a directory for catechising as a part of its work. Some scholars, however, want to distinguish this intended directory for catechising from the catechism itself. Among other things, I have tried to prove that this directory was one with the catechism, and the preparing of the catechism was a long, consistent process of work from its beginning to the final formulation of the two catechisms.

Key Words: Westminster Assembly, Directory for catechising, Catechism